があるお知らせ版

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆様へ、 浪江町災害対策本部から各種情報を提供します。

発行 浪江町災害対策本部

〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目 169-1 (福島県男女共生センター内) 0243-62-0123 FAX 0243-22-4261



の写し」を添付して証明書(原本)」な

本)」か「離職

て郵送し

くださ

■講覧■ ホームページの情報は携帯でも ご覧いただくことができます。 **◀QRコードをご利用ください。**

避難先をご連絡ください

避難先の連絡をお済でない方や連絡後 避難先が変わられた方は、役場までご 連絡ください。

> 浪江町コールセンター 03-5638-5055

Tu問はだ住 民

たは たは役場窓口で申請してくだ入を希望される方は、郵送ま浪江町国民健康保険への加 務所から発行されめだった会社、、加入手続きに、 浪 から発行される「社会保 入手続きには、 町 国民健康保険への加え または年金事 以 が前お勤

健康保険

した。 以保険者のちこ、 、民健康保険に加入されてい民健康保険に加入されてい 被保険者の方に、 保険 所に ご連絡ください。 お手元に届いて 浪江町コールセンター 03 - 5638 - 5055 世帯主の方の避難先 発 証)の一斉更新をし 送をしています。 被保険者 いない し者 い 者 い 国 国 方まの

の更新 入し、「社会保険等資格喪失03-5638-5055)に連の3-5638-5055)に連絡し、「資格異動届」を請求終し、「資格異動届」を請求 郵送方法

■保険証(

お知らせ

国民健康保険からの

の)が必要です。(離職年月日が記載されたもたもの)か「離職票の写し」 (資格喪失年月日が記載され X失証明² 書

保険証を避難書類到着後、 ▽郵送先 96 浪江町役場二本松事務 福島県男女共生セ 福島県二本松市 T 964 - 0904 します。 康保険 1 課国保年金係 難先の 内容を審査 郭内 ンタ 住 所に 丁 所 宛 郵 内 目

サービスを受けた方も、 居宅介護サー ○新規の 、要支援認定を含む 要介護認定 介護保険のお知らせ 要介護認定 -ビス費等を受け欠けた方も、特例の護認定申請前に

各種母子保健事業

ることができます。

の更新等をする方が、被保)要介護認定および要介護認

歳8カ月健診、3歳6カ日乳幼児健診(3カ月健診、 予防接種事業 3歳6カ月健

場合も、 期間 請があったものとして引き続 きる方が、 ○要介護認定の更新申請 ビスが受けられます。 暫定ケアプランを用いたサ 要介護認定ができない場合も、 の満了前に申請できな 健康福祉班(介護保険係 ビスを受けられ 要介護認定の更新申了前に申請できない 要介護認定の有効 、ます。 がで

Til 健

浪江町コー

ル

センター

03 - 5638 - 5055

「お知らせ版」は、世帯主の 皆さまへ郵送しています。現 在世帯主の方と離れて生活を していて郵送を希望される方 は、ご連絡ください。

浪江町コールセンター

TEL 03-5638-5055 FAX 0243-22-4261

健康福: 0 2 4 3 祉 -62-0123 班 健

面間だ難の健い先の 市 区町 村にご相 康係 談

先の市区町村に申し出ることど)を受けるときには、**避難** CG、三種混合、麻疹風疹な診)や予防接種(ポリオ、B ※当日の場所や詳しい内容は、機関で受けることができます。 で避難先保健センターや医療

催できない等の事情で通常の

ている方で、

認定審査会を開

○すでに要介護認定審査をし

ができない場

医療機関を受診するときは

6月末まで、保険証を提示せずに医療機 関が受診できます。保険証の再交付を受け ていない方は、氏名・住所・生年月日・連 絡先を申し出て受診してください。

7月1日以降、医療機関を受診するとき は、保険証の提示が必要となります。保険 証をお持ちでない方は、ご加入の医療保険 者にお問い合わせください。

また、医療費の一部負担金等の猶予また は免除は、保険証のほか「免除証明書」が 必要となります。加入されている医療保険 者に「免除証明書」の交付を申請してくだ さい。浪江町国民健康保険や後期高齢者医 療制度に加入されている方は、 書」は**不要**です。

健康保険課国保年金係

lTeul 0243-62-0123

借上げ住宅の特例措

①住宅の全壊等により居住 ■対象世帯 います。 て民間住宅に入居する方に、 た方や今後自ら手続をし を満たす物件を県借上げ 島県内の民間住宅に入居 の賃貸住 宅に入居、 が必要な世 宗等に 住 す

または耐震性が

確認

より長期の避難が必要な原発事故による避難指示る住宅がない世帯、また 力では た は 入 に 民 間 す次■帯 入居を予定 自らの 木 な 世資ま帯

> ○貸主および仲介業者が、この借上が住宅になることを 面積である 借上げ住宅になることを了 状況に適 した 県

■ 最長2年期間 県の借上ば の借上げ 住宅とし 原則 1 年

れた場合、 0) 変更・ その後新たな借 して認め 動 は

※緊急時

避難準備区

域に指

定

浪江町応急仮設住宅募集案内

応急仮設住宅への入居者を募集します。

い方は、提出の必要はありません。

本宮市

福島県二本松市郭内一丁目 196-1

先入居条件などを勘案して行います。

・各建設地域の希望はできますが、場所

の指定はできませんのでご了承くださ

すでにお申込みされている方が、別の

(例:福島市の仮設住宅から本宮市の仮設住

地域に変更することもできます。

福島県男女共生センター内

浪江町役場二本松事務所

宛(FAX)0243-22-4261

■対象世帯

困難な世帯

■建設地域

■募集期間

■申請方法

(郵送先)

■選定方法

■注意事項

宅へ変更 など)

い。

〒964-0292

随時募集

ば、随時募集します。

し込みください。

すでに申し込みをされていて、変更がな

平成23年3月11日時点で浪江町に住 所を有し、自力で住宅を確保することが

※本宮市仮設住宅は、6月24日(金) で締め切りとします。その後空きがあれ

二本松市、福島市、桑折町、

郵送・FAX・窓口でお申

選定は、世帯の状況や優

住宅支援班

○福島県内の民間賃貸住宅

の 5 対象住宅

つの

条件すべて

を満た

○家賃が6万円以下。ただしれる世帯のみ対象となります。自力で避難できる方で構成さ 入居人数が5名(乳幼児を除 上の場合の月毎の 11 、る地 難できる方で構成さ 年以降に 万円 建 設 . T L は た

のち 場合は、 ため等の 就労、 住み替え可能です。

この期間に入居できる物件 対象となります。)特例 県が指定する日」までです。 置 の)申し出期間

り次第お知らせします。り次第お知らせします。決まっていませんので、 県が指定する日」 は まだ ま

03 - 5638 - 5055 ルセンター

借上げ住宅「変更契約

でに 「福島県借上げ 住

急仮設住宅への住み替えのらの応急仮設住宅から県内の応住み替えを行う場合、②県内 から県 きませ 内の応急仮 1 県外 特別な事情がある 就学の利便性向上 への住み替えのう , 応急仮 設住宅 內

を締結しており、 3 0 で変更契約をする方は、 益費、 ○すでに県借上げ住宅の 世帯で、 ようとする世帯 管理 費 駐車 紅車場代、附入居者が共

契

約

32

工中連絡のつ

日

Ś

連絡

(携帯電話等)

浪

(3月11日時点)

よびフリガナ)、

要な方の氏名

(漢字) 生年月日

お

※不動産業者にご相談 お申込みください。 して

浪江町コー 03 - 5638 - 5055 ルセンター

帯の変更契約を受け付けます。 家賃等の設定が変更となる世 賃貸借契約」を締結して 一変更契約対象世帯 お

を締 |締結しており、入居人数が)すでに県借上げ住宅の契約 (乳幼児を除く) 以上の

X、郵送で申請窓口交付のほ

-請か、

電

話

F

Α

家賃等の設定を変更

① 内

容を明記してください。

F

郵送の

場合は、 できます

次

にお申込みくださ 属施設料を支払っている世 日(木)までに住宅支援班 6月 帯

いか確認の上、申請してく申請の際は、記載の誤りが

住民基本台帳で本

ご指式

定の

(5)(4)

F 現

在の居住地

(避

難

先

AXでの交付を希

望

さ

れる方は、

F

A X 番 号

03-5638-5055

浪江町コールセンター

こころの健康相談ダイヤル

(福島県精神保健福祉センター)

0570-064-556 TEL

(9 時~17 時

土日祝を除く。)

| III | II 表記はありません。 03 - 5638 - 5055 0243 - 22 - 426センタ

被災証明

り災証明

り災証明書」

に損壊

状 熊

県外の借上げ住宅 特例措置

おりです。 る県(福島県以外) 置き換える措置を実施してい 合わせください。 詳細は、 契約したものを県の契約に 民間借上げ住宅のうち、 各県窓口にお問 (6月3日現在) は次の 自 1

設しています。 避難された方の相談窓口を開

また、

福島県では、

県外に

時立入り

■各県のお問い合わせ先 ■県外避難者支援担当 024 - 523 - 4157

TEL

□ 問 ○ 青森県 生活再建・産業復興局 017 - 734 - 9581 017 - 734 - 9580

○宮城県 12 問 住まいのホットライン 県土整備部建築住宅 0120 - 882 - 606 課

○岩手県

総務課災害救助法対応チー間 保健福祉部保健福祉 災 害時住宅支援センタ À

○ 秋 田 日 見 0120 - 960 - 003

問 Tel 借上げ住宅入居相談窓 被災者受入支援チー 018 - 860 - 4503 \Box

ます。

形県 建築住宅課住宅宅地担当 023 - 630 - 2640

警戒区域への

0 9 0

ください。 センター」で申し込みをして 福島県警戒区域一時立入り 時立入りをご希望の方は、

りセンター ■福島県警戒区 域一 時立入

▽期間 6月3日(木) 受付できます。 ▽受付時間 03 - 5638 - 5055) ※浪江町コールセンター 0120 - 208 - 066 8時~ 2₀時 「 で も Tel ま で

できないかの確定情報は、当○実施当日立入りができるか ら連絡をします。 号 (国 0 2 4 3 - 6 2 - 0 1 2 3) 週間程度前に、役場担当者か 決定した方には、 ○警戒区域への一 で電子音声案内にてご案内し 日早朝から役場の代表電話番 実施する一 時立入り が

となった当日中に次回立入り場合は、役場担当者から中止の悪天候のため中止となった のご希望確認をするため

> 6 6 6 6 月月月月 26252221 日日日日 ※いずれも荷物の持ち出し等です。 電 時立入りの 話し ま (水) 火 日) $\widehat{\pm}$ 2 4 0 名 日程 2 4 0 名 240名 2 4 0 名 (予定)

、ットの保護 時立入りに伴う

と福島県が協働でペットの 限ります。) 収容を行います。 時立入りに伴い、 (犬と猫 環境省 保

ときまで、 の方が引き取ることができる 所でお預かりします。 保護し、2 ㎞圏外の安全な場 情報をもとに、環境省と県で 時立入りされた方の保 県保健福 飼育管理をします。 祉部 食品 飼い主 生

024 - 521 - 7242

盗難被害の確認 時立入りした際の

方々に盗難被害の有無を確認入り当日に警察官が被害者の 害を確認した方の届け出等の します。 負担を軽減するため、一時立 時立入りした際に盗難

近に警察官がいますので、 察官に申し出てくださ スクリーニング場所の出口付 自宅で被害の有無を確認し、

Aふたばまでご連絡ください ※一時立入りをする方は、

月 、領について連絡します。 警察から被害届の 届 it 出

地震保険の特例措置

ます。 被災者からの自己申告による

・損害保険各社の地震保険は、 いが行われる特例措置があり 損害調査で地震保険金の支払

に保険会社にご確認ください 保険会社に申告してください 度を確認し、書類に記録して 月~金曜日 0 - 501 - 331 Tel 震保険契約会社照会センター 問(社)日本損害保険協会「地 な範囲で建物・家財の損害程 一次立入りをする方は、事前 ·時 〈 次立入りをした際に可 フリーダイヤル 17 (祝日除く) 012

JA共済の建 特例措置 物更生共済

査に基 財の損害程度を確認してくだ 時立入りをする際に建物や家 警戒区域や計画的避難区域に 共済にご加入いただいている る特例措置を実施します。 お住いの契約者の皆さまを対 JAふたばでは、 自己申告による損害調 づき共済金をお支払す 建 物

原子力損害賠償等に関する電話相談

県では、原子力損害賠償の電話相談を 受け付けています。

024 - 523 - 1501 8:30~21:00 (毎日) 相談時間 ※毎週水曜日(祝日含む)の 13:00~17:00 は、弁護士による法律相談

FAX Tel 館 内 (福島県畜産農業協同 8 町 8 -3 4

024 - 522 - 4108

024 - 522 - 4109

平日 セン Tel (代表) 双葉畜産農業協 タ $\frac{0}{2}$ 9 時 5 5 5 4 16 時 **顺同組合** 3 0 3 1 0 分

からのお願

絡先をご連絡ください 合員の方は、 双葉畜産農業協同 避難先住所と連 組合の 組

福島市早稲 9 6 0 合会内 ■双葉畜産農業協同組合 (和牛会 組 合 連

JAふたば

共済

コ

]

ル

住民票・

本1

住

明 のなどの 要な方は、 住民票・戸 発行を再開して 送または 本・税 窓 11 ま 証

で申請手続きをしてくださ

届書の写し証明、 書、附票、戸籍記載事項証明、 除籍/改製原戸籍謄本、 住民票、戸籍謄本、戸籍抄本、 ○戸籍・住民票関係 ■発行を再開したもの 、改製原戸籍抄本、 受理証 身分証明 除籍

税・非課税証明書、訴 ▽取得方法 ○税関係 名寄帳、 税額証 証明書、資産証明所得証明書、課 評価額証

印鑑登録証明書

明書、 ○職 ください。お持ちでないとき 免許証等顔写真付きの公的証 本人を確認できるもの○窓口での申請・交付 への面識確認を行います。 本籍や家族の聞き取り、 保険証など)をお持ち (運転

> 的証明書、保険証、住基カー運転免許証等顔写真付きの公 ちでない場合は、診察券のコ 連絡先の電話番号は必ず記 ※連絡がとれない 話連絡の上確認します。 ものを送付していただき、 ピーなどお名前の書いてある 3 送り先(避難先)の住所、 してください。 できない恐れがありますので、 ―を同封してください。お持 外国人登録証などのコピ 本人確認の書類 返信用の封筒 宛名を記載した封筒 方

使用の目的などを記載し 温など)、 連絡先の電話 送り先 (避 番 福 96 島県二本松市郭内

浪江町コー

ルセンター

'役場二本松

事

務所

住

宛

03 - 5638 - 5055

国民年金保険料の免除

が全額免除になります。 年金の給付は、 請に基づき、 ていた方は、ご本人からの申 日時点で浪江町に住所を有し 故に伴い、 して2分の1となります。 ただし、免除期間に対する 平成23年3月11原子力発電所の事 国民年金保険 満額給付に 対

> 平成 以降に申請していただく予定 23年7月分以降は、 7 月

男女共生センター

丁丁

自

1

さい。 日 本 年 金 機 い合わせくだ 平

所 国民年金課

0246 - 23 - 5611

詳しく

-年金

しあわせ金婚夫婦表彰

ご夫婦を祝福し、 品を贈ります。 結婚 50 周年を迎えられた 賞状と記念

江町に住所を置くご夫婦。ま月37日までに結婚された浪 ▽対象者 忘れずにお申込みください。 昭和36年1月1日から 自己申告となりますの 3 1 前回までに申し込みをし 日までに結婚された浪和36年1月1日から12

会事務局(浪江町社会福祉

0243 - 62 - 0168

0243 - 22 - 4263

② 浪江町老人クラブ連7月15日(金)厳守

合 協

0243-62-0123

【連絡先(電話番号)一覧】

■浪江町役場二本松事務所

①~③の書類を役場住民・税証明係宛てに送付してください。

宛てに送付してくださ

郵便での申請・交付

生年月日、 は本籍、必

必要な方のお名前、

箋などに浪江町の住所また

FAX 0243-22-4261

- ■浪江町コールセンター 03-5638-5055
- ■猪苗代連絡所

0242-72-0311

■裏磐梯エリア臨時窓口

火曜日・金曜日 開庁

090-6064-2671 090-1710-8618

■土湯連絡所

024-594-5351

■岳連絡所

0243-61-1280

■浪江町教育委員会

080-2807-6933 080-2807-6951

FAX 0243-22-4261

■浪江町議会事務局

0243-22-9531 FAX 0243-22-9532

■浪江町社会福祉協議会

090-6639-7704 090-2852-9486

■浪江町商工会 あだたら商工会内

0243-22-9100

所がわかる書面 ※出口料金所で、 保険証、パスポートなど) 国土交通省道路局高 03 - 5253 - 8500

(運転免許

浪江町

0

高速道路の無料開放

平成23年2月~6月

7月末日

以上)について、 者、トラック、バス(中型 および原子力事故による避 磐道含む)を発着する被災者 6 月 20 日 東北地方(水戸 (月) 午前 高 エリアの 速道路 0 が車 難 常か

無料開放されます。

館 各連絡所 (岳·土湯·猪苗代) ▽申込締 さと交流館・ 館・岳下婦人の家・小島ふる 各一次避難所(あだたら体育 局(浪江町社会福祉協議会内) 浪江町老人クラブ連合会事務 AXでの受け付けもできます。 お申込みください。 申込用紙を記入の 申し込み方 がめ切 郡山市青少年会 電話・F 窓口